

美術館高圧ケーブル取換修繕契約書（案）

美術館高圧ケーブル取換修繕について浦添市教育委員会 教育長 嵩元 盛兼（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 件名 | 美術館高圧ケーブル取換修繕 |
| (2) 取換修繕品目 | 美術館高圧ケーブル取換修繕仕様書のとおり |
| (3) 契約金額 | 円
(うち消費税及び地方消費税額 円) |
| (4) 履行期間 | 自 契約締結日
至 平成31年3月26日 |
| (5) 実施場所 | 浦添市美術館 |
| (6) 契約保証金 | 浦添市契約規則第6条に基づく |
| (7) 実施日 | 平成31年3月26日までの月曜閉館日実施
※3月4日、11日、18日、25日（いずれか1日） |

（納入物品の品質等）

第2条 取換修繕品目の品質、構造、形状、寸法等は、美術館高圧ケーブル取換修繕仕様書のとおりとする。

（検査）

第3条 甲は、乙が物品を納入した日から3日以内に検査を行うものとする。

- 2 検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗棄損したものは、すべて乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検査に合格したとき、乙から甲へ移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、棄損等の損害は、すべて乙の負担とする。

（修理又は取替え納入）

第5条 乙は、納入物品の引き渡し後1年間甲の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れた瑕疵について、修理又は取り替え納入の責任を負うものとする。

（契約金額の支払い）

第6条 乙は、合格品を完納した後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

（遅延賠償金）

第7条 乙は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として甲に支払わなければならない。但し、甲は納入の遅延がやむをえない理由によるものと判断したときは、遅延賠償金を免除することができる。

- 2 前項の遅延賠償金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

（機器の保守）

第8条 乙は、機器について正常な状態で使用できるよう点検調整を行うものとする。乙の保守形態は別紙「仕様書」に基づく保守サービスとする。

2 乙は、機器に故障が生じた場合は、速やかに対処しなければならない。その際にかかる費用については、「仕様書」の範囲であれば乙の負担とする。その他「仕様書」の範囲外の場合、その際にかかる費用については、協議して定める

- 3 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

(契約の解除)

第9条 乙が次の各号に該当するに至ったときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 乙からこの契約解除の申し入れがあったとき。
- (3) 乙がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 甲が行う物品の検査に際し、乙に詐欺その他の不正行為があったとき。

(違約金の徴収)

第10条 乙は、前条によりこの契約を解除されたときは、契約金額の百分の五に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、第7条による遅延賠償金の徴収を妨げないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(協議)

第12条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上これを定める。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市教育委員会
教育長 嵩元 盛兼

乙 住所
商号
氏名